

新型コロナウイルス蔓延を踏まえたコンサルタント等契約の暫定的な運用について（適用期間の延長）

2021年9月27日
JICA 調達・派遣業務部

2020年6月16日付お知らせに掲載し、10月21日と2021年2月24日に適用期間を延長しましたコロナ禍における、国内業務が主となる契約のための暫定調達制度に関し、新型コロナウイルス蔓延が継続していることを踏まえ、以下のとおり適用期間を延長しました。

運用の適用条件

項目の3. と4. を以下の通りとします。

- **2023年3月までに**履行が完了する程度の小規模な案件に限ること。
- **2022年3月末までの**公示案件を対象とすること（延長の可能性あり）